

所管部長等名	財務部長 岩本 博文
所管課・係名	市民税課 諸税係
課長名	碓塚 康浩

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	市民税賦課徴収事務事業			会計区分	01 一般会計		
				款項目コード(款-項-目)	2	—	2 — 2
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	6	市民と行政がともに歩むために	事業コード(大-中-小)	6	—	12 — 04
	施策の大綱(節)【政策】	1	効率的・効果的な行財政の経営	総合戦略での位置づけ	基本目標		
	施策の展開(項)【施策】	2	財政の健全性の確保		施策大項目		
	具体的な施策と内容	1	収入の安定確保		施策小項目		
事務事業の概要 (全体事業の内容)	地方税法・市税条例等に基づき、市税(個人住民税・法人市民税・軽自動車税・入湯税・たばこ税)におけるそれぞれの課税客体を漏れなく正確に把握し、適正な課税を行う。						
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営 一部委託 全部委託 補助金(補助先:) その他()						
根拠法令、要綱等	地方税法・八代市市税条例						
事業期間	開始年度		終了年度		法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 1 義務である 2 義務ではない	
	合併前		未定				

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対象 (誰・何を)	市税(個人住民税・法人市民税・軽自動車税・入湯税・たばこ税)							
事業内容(手段、方法等)	成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)							
○当初課税の賦課事務及び税額決定 ○所得内容確認のための税務署及び事業所調査 ○扶養控除確認のための他自治体への扶養確認調査 ○新システム導入に伴うデータ移行確認 ○新システム導入に伴う運用方法の見直し ○住民税賦課事務研修 ○年末調整・税理士会など当初課税のための各種説明会への参加 ○市県民税の申告相談(2月15日~3月15日) ○軽自動車税の重課・軽課導入に伴う全車データの照合確認 ○軽自動車税の重課・軽課導入に伴う周知・広報の徹底 ○軽自動車税のデータ提供に伴うシステムの検証 ○不明法人の実態調査	適正な市税の賦課事務を行うことで、市税収入の確実な確保を図る。							
コスト推移	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度予算	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
総事業費 (単位:千円)	-	110,339	106,516	114,095	119,275	119,275	119,275	
事業費(直接経費) (単位:千円)	17,859	17,939	15,516	23,585	23,585	23,585	23,585	
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他特定財源(特別会計→繰入金)	6,970	10,043	10,286	11,458	11,458	11,458	11,458
	一般財源(特別会計→事業収入)	10,889	7,896	5,230	12,127	12,127	12,127	12,127
人件費	25年度決算	26年度	27年度	28年度見込	29年度見込	30年度見込	31年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:千円)	-	92,400	91,000	90,510	95,690	95,690	95,690	
正規職員従事者数 (単位:人)	-	13.20	13.00	12.93	13.67	13.67	13.67	
臨時職員等従事者数 (単位:人)	-	2.13	1.00	1.03	1.00	1.00	1.00	

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	個人市民税納税義務者数	人	計画	-	57048	57000	57000	57000	57000
実績				56958	57048	57223	57249	-	-	
②	法人市民税納税義務者数	件	計画	-	3058	3000	3000	3000	3000	3000
			実績	2990	3058	3069	3036	-	-	
③			計画	-						
			実績					-	-	

<記述欄>※数値化できない場合

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	市民税調定額	賦課決定した市民税額（個人・法人）	千円	計画	-	5303000	5303000	5584000	5584000
実績					5489884	5632088	5650594	5657296	-	-
②	軽自動車税・たばこ税・入湯税調定額	賦課決定した軽自動車税・たばこ税・入湯税額	千円	計画	-	1167000	1167000	1225300	1225300	1225300
				実績	1148958	1241430	1229040	1215246	-	-
③	不服の申立件数	市税（個人住民税・法人市民税・軽自動車税・入湯税・たばこ税）について、納税者から不服の申立をなくすことが、課税の適正化に繋がる。	件	計画	-	0	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0	-	-

<記述欄>※数値化できない場合

3 (Check) 事務事業の自己評価

着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か（国・県・民間と競合していないか）	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	法律（地方税法・市税条例）で実施が市に義務付けられている事務事業
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか（成果をこれ以上伸ばすことはできないか）	有効である ● 概ね有効である 有効でない	実績が計画を上回っているが基幹システムを更に活用する必要がある
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか（引上げ・引下げ・新たな負担・廃止）	● 現行どおりでよい 見直しが必要	法律（地方税法・市税条例）で実施が市に義務付けられている事務事業であるが、一部の業務（通知書発送業務やデータ入力作業）は民間委託を実施している。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善

今後の方向性 (該当欄を選択)	1 不要(廃止)	2 民間実施	3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)
	4 市による実施(要改善)	● 5 市による実施(現行どおり)	6 市による実施(規模拡充)
今後の方向性の理由、改革改善の取組等	(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 法律(地方税法・市税条例)で実施が市に義務付けられている事務事業であるため民間委託等はできないが、国税連携やeLtaxの導入により給与支払報告書・法人市民税申告書などの電子化が進んでおり、今後さらに電子化を進めることで省力化・効率化が図られる。		
外部評価の実施	無	実施年度	
改善進捗状況等	H27進捗状況	3. 現状推進	
	H27取組内容	軽自動車協会から送付される軽自動車の登録・廃車申請書のデータ提供による運用方法の見直し。 個人市民税や法人市民税など基幹システムの修正による運用方法の見直し。	
決算審査特別委員会における意見等	特になし (委員からの意見等)		